

残業・休日出勤の申請

● 残業申請

必ず事前申請が必要になります。

残業を行う場合は「残業申請書」により、上司に事前申請し、許可を必ずもらうようにしてください。休日出勤も同様です。

事前申請が提出できない場合であっても、電話や口頭による上司の許可を必ずもらいましょう。

許可のない場合は原則認められません。

● 時間外労働の削減

会社は「働き方改革」の取り組みにより、できる限りの時間外労働や、休日出勤を減らす取り組みを行っています。

● 休日出勤

週6連勤までの出勤の場合は残業と同様に、みなし残業に含みます。

但し、みなし残業時間を超えた分については、差分を支給します。

週7連勤の休日出勤の場合は、みなし残業に含まずに、休日出勤手当として支給します。

